

## 土 木 部

### 維持管理課

- 1 公園緑地等（みどりの推進部の所管に係るものを除く。以下この号、第20号及び第21号において同じ。）の占用許可及び公園、緑地等内の行為の許可に関すること。
- 2 市民記念植樹の受付に関すること。
- 3 道路の占用及び掘削の許可に関すること（建設局総務部の所管に係るものを除く。）。
- 4 道路占用の監督処分に関すること。
- 5 道路損傷に対する原状回復命令に関すること。
- 6 屋外広告物の許可及び違反広告物の取締りに関すること。
- 7 道路法に基づく通行禁止及び制限並びにこれらに伴う公安委員会との協議に関すること。
- 8 道路標識及び街路灯の設置及び維持管理に関すること。
- 9 道路の監察パトロールに関すること。
- 10 私人の行う道路工事の承認に関すること。
- 11 道路認定の願出の受付及び相談に関すること。
- 12 道路用地の寄附申出の受付及び相談に関すること。
- 13 私設街路灯の設置費補助等に関すること。
- 14 道路、公園及び河川のパトロールに関すること。
- 15 道路、橋梁（りょう）及び河川の維持補修の計画及び実施に関すること。
- 16 道路の新設改良、橋梁（りょう）の新設架換及び河川工事の施行に関すること。
- 17 他部から委託された工事施行に関すること。
- 18 道路等の除雪の計画及び実施に関すること。
- 19 区内スキー場に関すること（南区に限る。）。
- 20 公園緑地等の運営管理並びに街路樹等の管理及び維持補修に関すること。
- 21 公園緑地等の設計及び工事に関すること。
- 22 区土木部庁舎の維持管理に関すること。
- 23 部内の経理に関すること。